

育児休業給付金

退職して6ヶ月以内に出産し、産休後引き続き育児休業取得した場合、「育児休業基本給付金」と、職場復帰6ヶ月後に受け取れる「育児休業者職場復帰給付金」があります。

受け取り条件として、本人が勤めていた期間が年以上必要です。

支給される金額

育児休業基本給付金＝育児休業開始前の賃金月額×0.3×支給日数

育児休業職場復帰給付金＝育児休業開始前の賃金月額×0.1×支給日数

手続き

育児休業開始1ヶ月前までに、勤務先の総務または人事で、申請書と受給資格確認票をいただき、必要事項を記入し提出すれば、あとの手続きは勤務先の会社が行います。

また、職場復帰6ヵ月後に忘れずに勤務先の総務または人事に、育児休業職場復帰給付金の申請依頼をしましょう。